

2016年4月21日

1【×】従業員5名の企業において、自社を紹介した新聞記事をコピーして全社員に配付することは違法ではない。

【解説】社内での使用は、たとえ自社の関連記事でも、新聞記事には新聞社の著作権があり、許諾なく行くと複製権の侵害となる。21条

2【○】大学の入学試験問題に、権利者に無断で著名な小説の一部分を使用することは、違法ではない。

【解説】営利を目的とするか否かに関わらず、試験問題としての利用は権利者の許諾なく利用できる。これは、許諾を求めるとあらかじめ試験の内容が知られることとなり、公平性が維持できないからである。36条

3【×】県が毒キノコによる県民の被害防止のために、インターネット上の毒キノコの写真を写真家に無断で県のホームページに掲載して注意喚起することは、公共のための利用であるから違法とはならない。

【解説】営利を目的としない地方自治体でも、業として県民に公報しているもので、権利者に無断で著作物を利用することは、権利者の権利を不当に害することとなる